



みやぎの多面的機能支払交付金

# ぐるみ

高めよう 地域協働の力!

令和5年度 第1号



第10回みやぎのふるさと農美里フォトコンテスト  
ふるさと賞作品（撮影場所：大和町）

## ～ Contents ～

- 令和5年度多面的機能支払交付金 改正のポイント
- 活動支援研修会、各種会議の開催状況
- 活動中の事故の発生状況等について
- 第1回農作業事故防止に向けた自動草刈機実演研修会の開催について
- 多面的機能支払交付金に係る中間確認の実施
- 多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援について
- 活動事例紹介 村田町地域資源保全隊〔村田町〕
- 活動事例紹介 土手崎三十丁ふるさと保全会〔大郷町〕
- 協議会からのお知らせ

# 令和5年度 多面的機能支払交付金 改正のポイント

## 1 活動要件の見直しについて

令和5年度は様式の変更がありませんでした。

※ただし、活動期間原則5年に1度の提出となっている様式1-1号事業計画の認定申請は変更あり

## 2 事務の簡素化

### ① 「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目の変更に係る手続き簡素化

資源向上支払（共同）における「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目を変更する場合は、**申請ではなく、変更計画書の届け出**を行うことで可能。

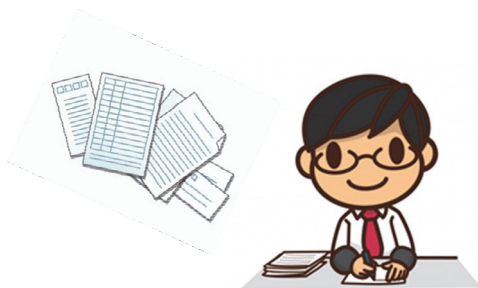
※加算単価に変更がある場合は引き続き申請が必要です

〔申請…市町村の認定が必要、届出…市町村の認定が不要〕

### ② 活性化計画に「多面的機能支払交付金の活動を定める」場合、事業計画書の提出が不要

農用地等の保全を定めた活性化計画（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項に規定する活性化計画）を作成しており、その添付書類として、

- ・様式第1-1号 事業計画の認定申請書
- ・様式第1-2号 事業計画書
- ・様式第1-3号 活動計画書
- ・様式第1-4号 長寿命化整備計画書
- ・様式第1-5号 工事に関する確認書



を既に市町村に提出している場合は、

上記様式第1-1号から第1-5号の提出が不要となります。

### ③ 地域計画に定める場合、地域資源保全管理構想の作成が不要

地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条1項に定める地域計画）に「地域資源保全管理構想」に準ずる記載がある場合、地域資源保全管理構想の作成が不要となります。

## 3 自主点検チェックシートの周知

令和5年度の新規活動組織を除き、7月中旬に各活動組織において『自主点検』を実施していただきましたが、**回答済みチェックシートは以下の①②の両方において構成員に周知し、あらためて適正な会計処理に努めてください。**

- ① 直近に活動組織等で行う合意形成の場合
- ② 次回の総会資料

※実施状況確認の際に市町村において総会での周知状況を確認予定

| 活動組織等に対する会計処理に関する自主点検チェックシート   |  | 回答日：令和5年 月 日   | 回答者名   |
|--|--|--|--|
| 活動組織名  | <input type="checkbox"/> 組織                        |  |  |
| 組織の会計事務の方法に応じて、下記いずれかの表に○で回答願います。  |  |  |  |
| 【会計事務を活動組織内(書置)で実施している組織向け】  |  | <input type="checkbox"/> 回答済み<br><input type="checkbox"/> 未回答<br><input type="checkbox"/> 不明 | 回答者<br>の<br>印<br>を<br>貼<br>り<br>付<br>け<br>ます |
| I  | 通帳、印鑑は取手の者が取手の場所に保管しているか。                          |  |  |
| II   | 会計事務(金銭の出納)は複数人で行っているか。                            |  |  |
| III  | 会計の取扱い(金銭の出納)は取扱いに一度は領収書、領収受領書、通帳等の確認を必ず行っているか。    |  |  |
| IV   | 会計の取扱い(金銭の出納)の内容を通帳、証券簿等の原本で確認しているか。               |  |  |
| 【会計事務を外委託して実施している組織向け】   |  | <input type="checkbox"/> 回答済み<br><input type="checkbox"/> 未回答<br><input type="checkbox"/> 不明 | 回答者<br>の<br>印<br>を<br>貼<br>り<br>付<br>け<br>ます |
| I  | 会計事務(金銭の出納)を受託した外部組織又は活動組織は、通帳、印鑑を貸与の者の取手に保管しているか。 |  |  |
| II   | 会計事務(金銭の出納)を受託した外部組織は、複数人で確認する体制になっているか。           |  |  |
| III  | 会計の取扱い(金銭の出納)は取扱いに一度は領収書、領収受領書、通帳等の確認を必ず行っているか。    |  |  |
| IV   | 会計の取扱い(金銭の出納)の内容を通帳、証券簿等の原本で確認しているか。               |  |  |
| ※必ずチェックシートを提出後、活動組織において、筆字で「回答済み」を記入し、回答者名を記載して提出してください。<br>【活動組織等の場合、活動組織の代表者(役員)が回答者名を記載して提出してください。】 |  |  |  |



## 多面的機能支払交付金に係る活動支援研修会を開催

7月25日から8月18日にかけて、宮城県内で多面的機能支払交付金の活動に取り組んでいる活動組織を対象に、『多面的機能支払に係る活動支援研修会』を新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、コロナ禍前の水準（2～3名）に戻し県内7会場で開催いたしました。

約800団体、1,700名のご参加をいただき、今年度の改正点や農研機構の芦田敏文様より「多面的機能支払交付金活動による地域資源の管理と地域社会機能の維持」と題し、ご講演（一部会場は映像）をいただきました。（研修概要については次号掲載予定）

なお、欠席された活動組織には、研修資料を協議会から発送しておりますので、内容のご確認をお願いします。ご不明な点などございましたら、所管する市町村または協議会事務局までご連絡ください。



## 会議の開催状況

### ◆令和5年度 第1回 幹事会

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、今年度の第1回幹事会はWeb形式での開催となりました。会議では、通常総会の提出議案及び通常総会の開催方法について協議が行われました。協議案件については、賛成多数により承認となりました。

### ◆令和5年度 通常総会

通常総会は、第1回幹事会での承認により、書面による開催となりました。書面において、「令和4年度事業報告、収支決算、財産目録」について協議を行いました。協議事項については、賛成多数により承認となりました。

### ◆令和5年度 新担当者事業説明会

4月21日（金）に、多面的機能支払交付金新担当者事業説明会を対面形式及びWeb形式で開催しました。説明会では、4月の人事異動等により新しく交付金の担当となった市町村等職員の方々37名を対象に、制度の概要や事務処理の内容等について説明を行いました。



### ◆令和5年度 第1回市町村担当者会議

6月9日（金）に、第1回市町村担当者会議を対面形式で開催しました。会議には、市町村等の担当者52名が出席し、「東北管内多面的機能支払交付金担当者会議（第1回）」の報告、令和5年度予算等、多面的機能支払交付金に係る事務手続き等について説明を行いました。



会議の様子

## 活動中の事故が増えています！

全国的に多面的機能支払交付金事業の活動中の事故が増加しており、草刈機や重機の操作ミスによる死亡事故も発生しています。活動中の事故を未然に防止するため、活動前の安全確認をより一層徹底するようお願いいたします。

農林水産省が作成している『共同活動の安全のしおり』では、「活動前に活動場所の下見を複数名で行うこと」や「危険な箇所（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所を分かりやすく表示すること」などの安全確認を行うことで、活動中の事故を未然に防止するよう周知しています。



令和4年度における活動中の事故の発生件数は宮城県内で16件となっており、水路等の草刈り時の法面での転倒・転落、草刈り機等の機械での事故が多くなっています。作業内容に応じた保険に必ずご加入いただきますようお願いいたします。

活動前の安全確認に加えて、熱中症にも注意し、活動中はこまめな休憩、水分補給を心がけ、十分に気をつけて作業を実施していただきますようお願いいたします。

### 『第1回農作業事故防止に向けた自動草刈機実演研修会』を開催しました

7月20日（木）、加美郡加美町柳沢地区において、宮城県、宮城県北部地方振興事務所並びに本協議会が主催し「第1回農作業事故防止に向けた自動草刈機実演研修会」を開催しました。

この研修会は、近年多面的機能支払交付金に係る草刈作業中の事故が多発していることから、草刈作業における安全管理及び斜面用自動草刈機等の導入による作業の省力化に向けた知識習得を図ることを目的として開催しました。

当日は約50人が参加し、宮城県の担当者からの安全管理に係る説明や協力企業5社による自動草刈機の実演を見学し、斜面での草刈作業の省力化や安全性について確認しました。

※ 現地の都合上、北部管内活動組織の農業地域類型「中間・山間地」かつ認定農用地面積が一定規模以上の活動組織30組織に限定してご案内しました。



安全管理に関する説明



リモコン式草刈機の実演

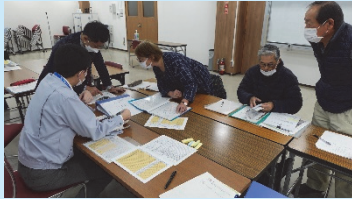


## 多面的機能支払交付金に係る中間確認の実施

9月以降、県内では多面的機能支払交付金に取り組んでいる活動組織を対象に、各市町村において指導、助言を行う『中間確認』が実施される予定となっています。

中間確認では、活動計画書に位置づけた活動の実施状況や記録、金銭の出納状況や残高、総会の開催状況などについて確認が行われますので、書類等の整理をお願いします。

なお、中間確認で指摘、指導を受けた事項については、速やかに改善してください。



中間確認の様子

### ◆主な確認書類（※活動組織、市町村で異なります）

- ・金銭出納簿、活動記録、領収証、預貯金通帳
- ・総会資料、決定事項を記載した書面（議事録など）
- ・点検の記録、機能診断の記録
- ・年度活動計画、農村環境保全活動の計画
- ・日当等の単価表
- ・備品台帳、財産管理台帳
- ・財産譲渡の関係書類
- ・その他活動を証明する書類（会議資料、調査結果、契約書など）



## 多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援

### 【支援対象】

- 対象組織が活動計画書に位置付けている「**保管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池**」。

### 【支援内容】

- 農地維持活動による「**堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能**」。
  - 甚大な自然災害の場合には、被災した施設の「**小規模な被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することが可能**」。この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となっても、地方農政局長等から**特例措置の承認を受けることで、交付金の返還を免除**。
  - また、災害対応に十分な資金が無い場合は「**別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能**」。
- ※ただし、災害復旧にかかる**予算の追加配分はない**（面積当たり交付単価による定額補助の範囲内）。



## 活動事例紹介

## 村田町地域資源保全隊〔村田町〕

|          |  |
|----------|--|
| 地区概要     | 取組面積：5 8 8 ha（田5 8 8 ha）<br>資源量：水路 2 2 5 km 農道 1 8 9 km ため池 3 6 箇所   |
| 令和4年度交付金 | 農地維持支払交付金 8, 8 2 0千円<br>資源向上支払（共同活動）交付金 7, 1 3 6千円<br>資源向上支払（施設の長寿命化）交付金 3, 1 9 7千円  |
| 地域の概要    | <p>村田町は、宮城県南部に位置し、標高200m前後の丘陵に囲まれた盆地で形成されています。農地面積約1,840haのうち約940haの水田を中心に園芸や畜産を組合せた複合経営が多く、中でも“そらまめ”については県内有数の産地となっています。</p> <p>「店蔵」（みせぐら）と呼ばれる土蔵造りの店舗と豪壮な表門とが並ぶ古い町並みが残っており、平成26年9月に国の重要伝統的建造物群保存地区として選定され、「みちのく宮城の小京都」としても知られています。</p> |
| 取組みの概要   | 当保全隊は、村田町全域の地区で構成される広域活動組織で、農地維持活動では農用施設周りの除草作業、水路の泥上げ、農道の砂利敷を実施し、資源向上活動（共同）では植栽、農用施設の軽微な補修や施設の機能診断を実施しています。また、資源向上活動（施設の長寿命化）では土水路からコンクリート水路への更新工事を実施しています。   |
| 取組みによる効果 | <p>基本的な農地維持活動はもちろん、近年では資源向上活動（施設の長寿命化）の活動も構成員による直営作業を実施し、実施前よりも農用施設保全への意識が高まってきていて、活動の効率化など地域全体で検討する機会が増えています。</p> <p>コロナ禍において活動を縮小や休止していた時期もありましたが、治まってきてから以前のように活動をスムーズに再開ができたことは、多面的機能支払交付金による取組を継続してきたからと感じています。</p>                 |
| 今後の課題    | 活動参加者の減少や高齢化の影響が大きく、一部の活動ではこれまで1日で終わっていた活動が何日かに分けて作業する必要があるなど、人手不足が深刻化しています。広域化により他の地区と合同で実施するなど対策は講じているものの、遠くない未来にこれまでどおりに活動ができなくなるのではないかと不安があります。  |
| その他      | 平成19年度の農地・水・環境保全向上対策から活動を始め、その後会議を重ねて令和3年度に5つの活動組織を統合した広域活動組織設立に至りました。会議等が開催できない期間もありましたが、近隣地域からの活動協力や知識の共有など広域化の効果がみられるようになりました。  |



草刈作業



掘上作業



農道砂利敷作業



施設の長寿命化のための活動



植栽活動



会議風景



# 土手崎三十丁ふるさと保全会〔大郷町〕

|          |   |
|----------|---|
| 地区概要     | 取組面積：78.1ha（田78.1ha）<br>資源量：水路 11km 農道 7km ため池 一箇所  |
| 令和4年度交付金 | 農地維持支払交付金 1,405千円<br>資源向上支払（共同活動）交付金 1,312千円<br>資源向上支払（施設の長寿命化）交付金 ー千円  |
| 地域の概要    | 本地区は、東西に一級河川の吉田川が流れ、町の中心に位置した水田地帯です。春には、ウグイスやカッコウなど鳥の鳴き声が聞こえ、冬には、多くの白鳥が水田地帯に飛来し、餌を食べている姿を見ることができます。このように年間を通してのどかな地域です。   |
| 取組みの概要   | 活動組織については、構成員71名で農地および農業用施設の保全・維持活動を行っています。基本的活動としては、施設の点検、機能診断、水路や農道の補修、草刈り、泥上げ等を行っています。<br>また、環境保全活動としては、農道や水路のゴミ拾いのほか、老人クラブとの花壇植栽活動、地域の子どもたちとの生き物調査等、地域が一体となって活動を行っています。 |
| 取組みによる効果 | 花壇や農道の路肩での植栽活動のほか、定期的に農道等の草刈りを行っているため、景観が良くなってきています。<br>また、地域全体で活動に取り組んでおり、農業者、非農業者が一体となって、地域の活性化が図られています。  |
| 今後の課題    | 人口の少ない本地区にとっては、年々高齢化が進み、取組者が減少している中で、若年層の後継者不足も課題となっており、草刈りなどの作業を行う際には大変苦労しています。  |
| その他      | 中高年層の婦人の方々との交流を図りながら、除草作業のボランティア活動を行っています。  |



用水路の泥上げ



生き物調査



農道の砂利敷き



水路の草刈り



老人クラブによる植栽活動



農道の草刈り

# 協議会からののお知らせ

『仙台七夕まつり』において多面的機能支払交付金事業のPRを行いました！

8月6日から8日までの3日間、仙台市で開催された「仙台七夕まつり」において、『～こどもに夢を～ “今こそ知ろう！未来育む水土里のちから”』をテーマに、東北農政局・宮城県・水土里ネットみやぎ主催により、『農業や農村の持つ多面的機能や重要性と農地や農業用水利施設の維持の必要性』について、一般の方々に広くPRしました。勾当台公園市民広場の出展ブースにおいて、協議会では「多面的機能支払交付金」に係るパネル展示を行い、事業制度についてPRを行いました。



みやぎの多面的機能支払 高のよう 地域活躍の力！

**農業・農村をみんなで守ろう！** ～未来の農業のためにできること～

農業や農村はみなさんの「食」を支えているだけではなく、暮らしの生活にも密接な関わりがあります。いったいどのような関わり（働き）があるのか見ていきましょう！




このようなたくさんの方々の働きを「**農業・農村の多面的機能**」といいます。このたくさんの方々の働きは、みなさんの大切な「財産」であり、これを維持していくためにも、農業を継続させることが大変重要です。しかし、農村地域では人口減少や高齢化が進み、これらの維持が難しくなっています。そこで、農業者の方々が安心して農業を継続していくために、国では「**多面的機能支払交付金制度**」として法律で定め、農業の継続と農業・農村の持つ「多面的機能」の維持・発揮を県と市町村とともに支援しています！

**「多面的機能支払交付金制度」とは？**

**多面的機能支払交付金**

多面的機能を支える様々な活動に支援します。

・ 国土・水・食・環境・文化の総合的な取り組み

・ 農業者の就業・生活・福祉の向上

・ 農業者の就業・生活・福祉の向上

**農業者に対する交付金**

知床漁師（農地、水産、農産物）の農業者に対する支援活動に支援します。

・ 水産、農産物の販売促進

・ 農業者の就業・生活・福祉の向上

・ 農業者の就業・生活・福祉の向上



「多面的機能支払交付金」は日本農業政策推進法に基づき、国土・水・食・環境・文化の総合的な取り組みや「多面的機能支払交付金」とともに実施、交付金を実施しています。

広報誌 ぐるみ（令和5年度第1号） 令和5年9月発行  
 宮城県多面的機能支払推進協議会  
 〒980-0011  
 仙台市青葉区上杉二丁目2番8号（宮城県土地改良会館内）  
 TEL 022-263-5829 Fax 022-268-6390  
 ホームページ <http://www.nmk-miyagi.org/>  
 E-mail [info@nmk-miyagi.org](mailto:info@nmk-miyagi.org)